

塩尻市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

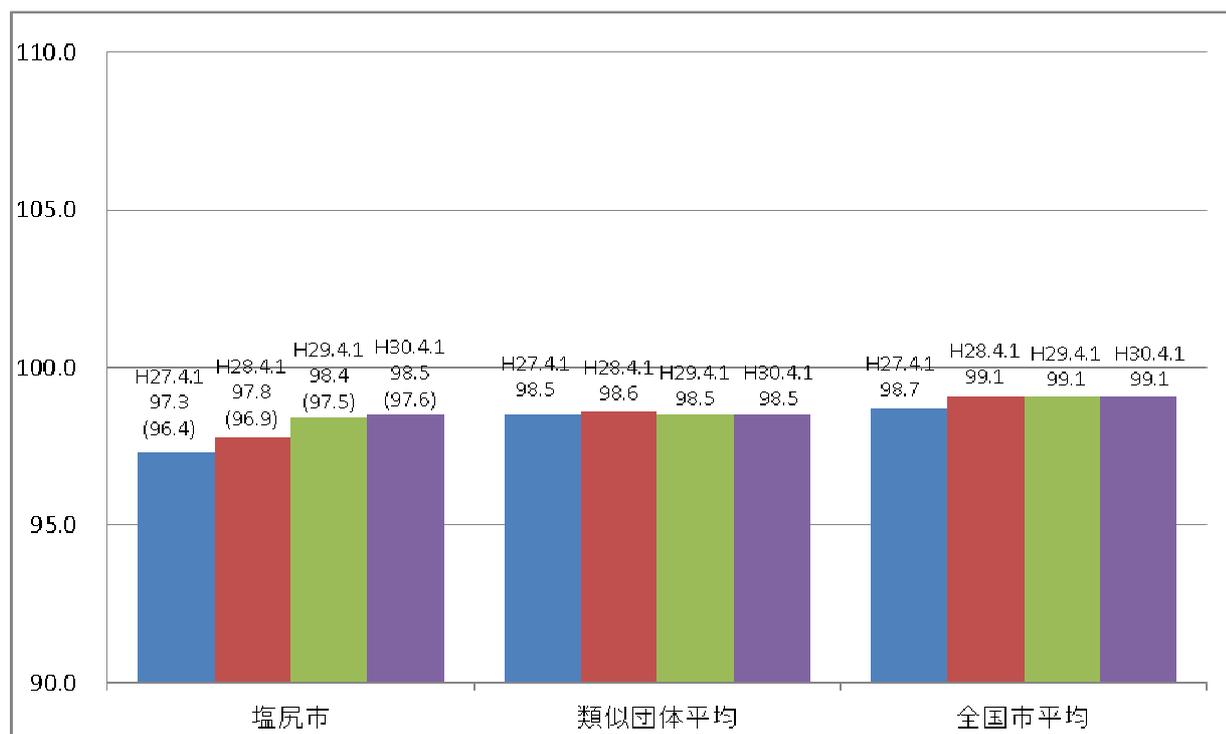
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件比率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	67,459	26,495,935	484,198	5,316,017	20.1	19.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 521	千円 1,801,396	千円 386,407	千円 713,098	千円 2,900,901	千円 5,568	千円 5,887

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

・若年層の増加により、給料表上の引上げ率が国の引上げ率を上回ったため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【 実施 】

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)【記入例】国基準6%に対し、塩尻市においては5%を支給。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合
		4月1日時 点	遡及改定後			
国基準による 支給割合	3%	3%	4%	6%	6%	6%
塩尻市の支 給割合	3%	3%	3%	5%	5%	5%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
塩 尻 市	40.2 歳	297,668 円	374,209 円	343,365 円
長 野 県	45.3 歳	337,543 円	399,919 円	373,323 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類 似 団 体	41.8 歳	314,538 円	384,959 円	350,701 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
塩 尻 市	54.7 歳	20 人	300,890 円	327,303 円	327,410 円	—	—	—	—
給食調理員	54.7 歳	20 人	300,890 円	327,303 円	327,410 円	—	—	—	—
長 野 県	58.3 歳	11 人	276,809 円	297,905 円	290,760 円	調理士 (長野県)	44.3 歳	249,800 円	1.19
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	51.2 歳	29 人	306,797 円	340,474 円	323,066 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
塩尻市	—	—	—
うち調理員	5,350,436 円	3,378,500 円	1.58

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成 27 年～29 年の 3 ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分		塩 尻 市	長 野 県	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	189,200 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	154,200 円	147,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数	経験年数	経験年数	経験年数
		10年以上～15年未満	15年以上～20年未満	20年以上～25年未満	25年以上～30年未満
一般行政職	大学卒	270,495 円	314,360 円	359,659 円	388,528 円
	高校卒	220,600 円	274,712 円	328,766 円	363,666 円
技能労務職	高校卒	—	—	297,633 円	315,275 円

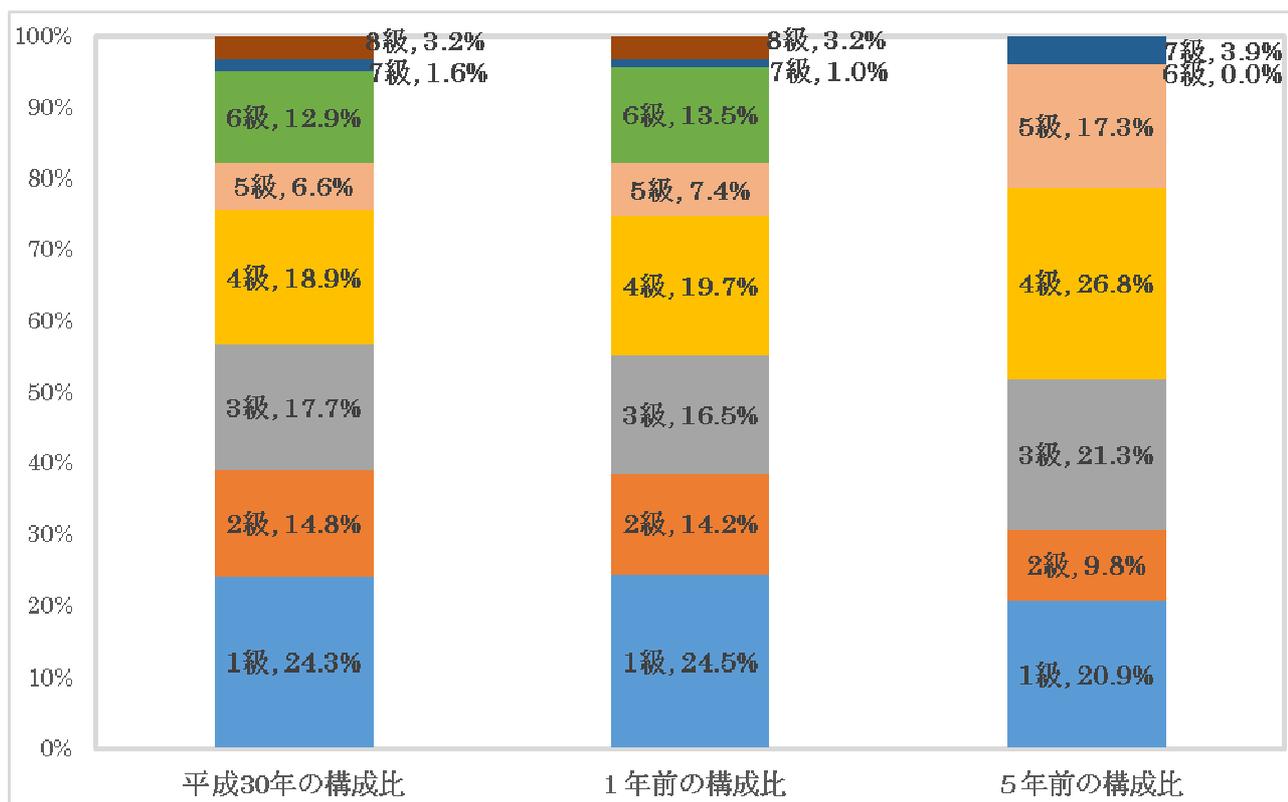
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
8級	・部長の職務	10人	3.2%	407,700円	468,200円
7級	・参事の職務	5人	1.6%	362,300円	444,500円
6級	・次長及び副事業部長の職務 ・課長の職務	41人	12.9%	318,500円	409,800円
5級	・課長補佐の職務	21人	6.6%	288,000円	392,600円
4級	・係長及び主査の職務	60人	18.9%	262,000円	380,600円
3級	・主任の職務	56人	17.7%	228,900円	349,600円
2級	・高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	47人	14.8%	192,700円	303,800円
1級	・主事及び技師の職務 ・事務員及び技術員の職務	77人	24.3%	142,600円	247,100円

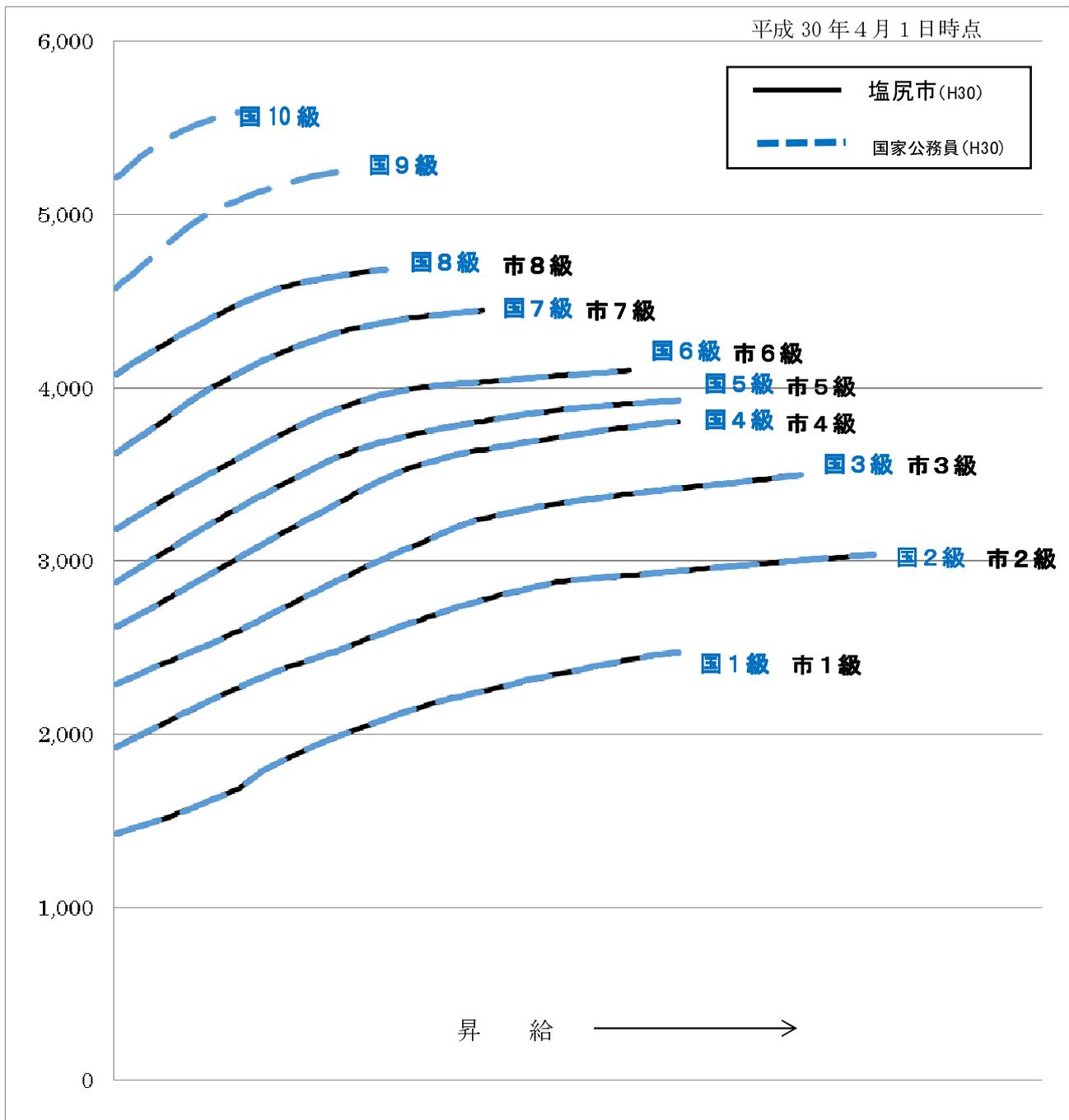
(注) 1 塩尻市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成27年に7級制から8級制に変更しています。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

塩 尻 市	長 野 県	国
1人当たり平均支給額 (29年度) 1,368 千円	1人当たり平均支給額 (29年度) 1,733 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.80月分 (1.45月分) (0.85月分)	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.80月分 (1.45月分) (0.85月分)	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.80月分 (1.45月分) (0.85月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)				
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

塩 尻 市			国		
(支給率)	自己都合	早期・定年	(支給率)	自己都合	早期・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	8,181 千円	21,301 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 29 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (29 年度決算)		93,832 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (29 年度決算)		180,099 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
塩 尻 市	5%	521 人	6%

(4) 特殊勤務手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (29 年度一般会計決算)		176 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額(29 年度決算)		13,538 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(29 年度)		2.4%	
手当の種類(手当数)		6 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務事務等従事手当	税務課職員 収納課職員	市税等の滞納整理のため庁外において業務に従事した職員	日額250円
防疫等作業従事手当	健康づくり課職員	感染症等が発生し、又は発生するおそれのある場合において、次の各号のいずれかに掲げる作業に従事した職員 (1)感染症の患者又はその疑いのある者の救護 (2)感染症等の病原体の付着又はその危険がある物体の処理作業 (3)伝染病菌を有する家畜又はその疑いのある家畜に対する防疫作業 (4)狂犬病予防のための犬の捕獲、処分作業	日額500円
行旅病人等取扱作業手当	福祉課職員	行旅病人又は行旅死亡人が発生した場合の処理作業に従事した職員	1件又は1体 2,000円
保健指導従事手当	保健師	常時保健指導業務に従事する職員で、家庭訪問等の指導業務に従事した保健師	日額250円
福祉業務手当	福祉事務所職員	福祉事務所に勤務する現業又は指導監督を行う職員で、福祉に関する業務に従事したもの	月額2,500円
用地交渉手当	都市計画課等	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、権利者との交渉に従事した職員のうち、特に困難な交渉業務に従事したもの	日額250円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (29 年度決算)	127,814 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(29 年度決算)	245 千円
支給実績 (28 年度決算)	151,228 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(28 年度決算)	292 千円

(6) その他の手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29 年度一般会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29 年度一般会計決算)

扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給する手当 ○配偶者 月額 6,500 円 ○子 月額 10,000 円 ○父母等 月額 6,500 円 (職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当額は、子 10,000 円、父母等 9,000 円) (満 15 歳に達する日後の年度初めから満 22 歳の年度末までの扶養親族 1 人につき月額 5,000 円加算)	同		43,582 千円	244,842 円
住居手当	○借家・間借り居住者の場合 ・家賃月額 23,000 円以下 支給月額=支払家賃-12,000 円 ・家賃月額 23,000 円超 支給月額= (支払家賃-23,000 円)×1/2+11,000 円 最高限度額 月額 27,000 円	異	市外に居住する職員は、13,000 円が限度	30,011 千円	270,369 円
通勤手当	○交通機関利用者の場合、通勤に要する運賃相当額 限度額 55,000 円 ○交通用具利用者の場合 片道 2 km 以上 5 km 未満 月額 2,000 円 片道 5 km 以上 10 km 未満 月額 4,200 円 片道 10 km 以上 15 km 未満 月額 7,100 円 片道 15 km 以上 20 km 未満 月額 10,000 円 片道 20 km 以上 25 km 未満 月額 12,900 円	同		22,533 千円	61,397 円
管理職手当	部長 (8 級) 75,000 円 参事 (7 級) 71,000 円 副事業部長・次長 (6 級) 56,000 円 課長・支所長・専門幹 (6 級) 51,000 円 担当課長 (6 級) 47,000 円	異	支給区分・金額が異なります	39,529 千円	658,816 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した場合 支給額=勤務 1 時間当たりの給与額 ×100 分の 25×勤務時間	同		支給なし	
宿日直手当	○祝日法による休日等及び年末年始の休日の正規の勤務時間中に宿日直勤務をした場合 市長が定める業務 日額 5,900 円 上記以外の業務 日額 4,200 円	同		支給なし	
管理職特別勤務手当	○管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要、その他の公務の運営の必要のため、祝日法による休日等及び年末年始の休日などに勤務をした場合 部長、次長等 日額 8,000 円 課長、支所長等 日額 6,000 円	異	支給区分・金額が異なります	31 千円	31,000 円
災害派遣手当	○災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在する場合 公用施設等 日額 3,970 円 上記以外の施設 ・30 日以内 日額 6,620 円 ・30 日を超え 60 日以内 日額 5,870 円 ・60 日を超える期間 日額 5,140 円	同		支給なし	

5 特別職の報酬等の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	731,200 円 (914,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,053,000 円/649,800 円
	副 市 長	680,400 円 (756,000 円)	870,000 円/578,000 円

報酬	議長	488,000 円	629,000 円/350,000 円	
	副議長	425,000 円	575,000 円/300,000 円	
	議長	402,000 円	530,000 円/280,000 円	
期末手当	市長	(29 年度支給割合) 3.3 月分		
	副市長			
退職手当	市長	(算出方式) 給料月額×勤続月数×42/100	(1 期の手当額) 18,426,240 円	(支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×勤続月数×29.4/100	10,668,672 円	任期毎

(注) 1 給料の () 内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期 (4 年=48 月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

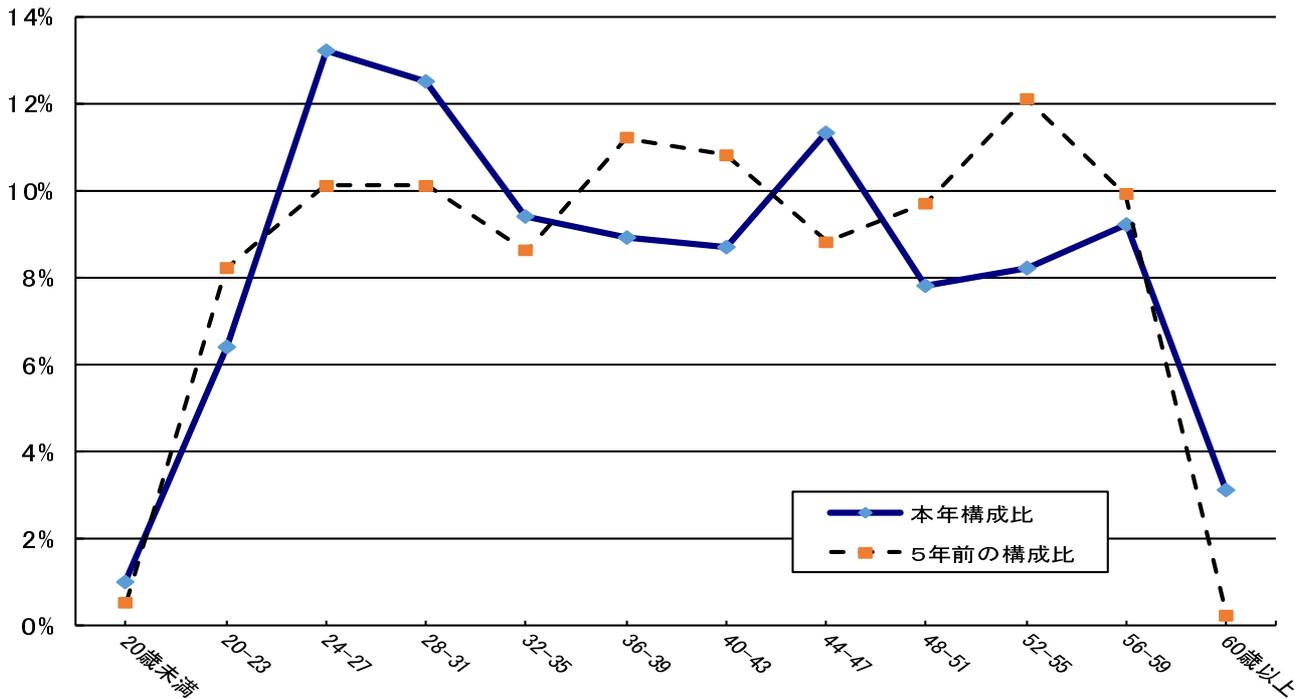
各年 4 月 1 日現在

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成 30 年	平成 29 年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務	107	104	3	派遣職員の増員等
		税務	30	29	1	産休・育休補充
		民生	163	163	0	
		衛生	41	39	2	栄養士・保健師の充実
		労働	2	2	0	
		農林水産	26	26	0	
		商工	17	23	△6	事務事業の見直し
		土木	37	35	2	組織再編によるもの
	計	427	425	2	<参考>人口 1 万人当たり職員数 63.29 人 (類似団体の人口 1 万人当たり職員数 56.10 人)	
	教育部門	94	96	△2	学校職員の充実等	
	小計	521	521	0	<参考>人口 1 万人当たり職員数 77.23 人 (類似団体の人口 1 万人当たり職員数 73.69 人)	
	水道	21	22	△1	事務事業の見直し	
	下水道	8	8	0		
	その他	24	22	2	事務事業の見直し	
小計	53	52	1			
合計	574 [593]	573 [593]	1 [593]	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 85.08 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です

(2) 年齢別職員構成の状況



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	37人	76人	72人	54人	51人	50人	65人	45人	47人	53人	18人	574人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	396	400	411	418	425	427	31(7.8%)
教育	94	91	83	90	96	94	0
消防	-	-	-	-	-	-	0
普通会計計	490	491	494	508	521	521	31(6.3%)
公営企業等会計計	58	53	53	53	52	53	△5(△8.6%)
総合計	548	544	547	561	573	574	26(4.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数